

東山聖苑大規模改修工事（空調・換気設備）

工事概要書

[工事概要]

- ・空調・換気設備の既存機器表（M-06～09、20～21）に示す機器の撤去を行い、改修機器表（M-06～09、18～19）に示す機器の設置を行う。
- ・空調・換気設備のダクト、冷媒管、ドレン管他、改修に必要な部分の撤去を行い、新規材により再設置を行う。
- ・空調・換気設備の改修により、自動制御機器及び配線の更新を行う。
- ・上記に伴う、電気設備及び建築の改修を行う。
- ・待合室 1～3、ホール 3、僧侶控室 1、遺族控室 1 の壁仕上げの改修を行う。

I. 火葬棟（火葬関係）

（1）炉前ホール、告別ホール

- ・冷暖房機器（エアコン）を既存と同じ能力の機器に更新する。
- ・空調用給排気ファンはエアコンと遅延運転（エアコンの運転より遅れて運転する）を可能とする。
- ・加湿器（エアコンに組込み）は既存と同様に設置する。加湿用の軟水器を増設する。

（2）収骨室 1・2、収骨ホール

- ・臭気対策として換気回数を 8 回／時間の機器に更新する。
- ・収骨室 1・2、収骨ホールを待合ホールと系統を分離し、単独のビルマルチエアコンの系統とする。エアコンは既存と同様に天井隠ぺい型とする。
- ・換気機器は非空調換気扇から空調換気扇に変更する。

（3）炉室

- ・既存の冷房が効かないため、冷房能力が 2 倍となるようにエアコン 2 台を設置する。空調ダクトホースを取付け、作業者の近くに吹出口を設置する。

（4）監視室、休憩室

- ・既存は事務室と同じ氷蓄熱式のエアコン系統で、室の使い勝手が異なるため、2 室を分離し、天井カセット型エアコンを個別に設置する。集中管理からは除外とする。

（5）除塵機械室、電気室、発電機室

- ・給気ファン及び排気ファンを更新する。

II. 火葬棟（待合関係）

（1）待合ホール

- ・収骨室 1・2、収骨ホールと系統を分離し、待合ホール、廊下 2 の系統とする。既存と同じ能力の天井隠ぺい型エアコンを 2 台設置する。

- ・暖気を下げるため、天井扇（サーキュレーション用）を1台設置する。
- (2) 廊下2
 - ・寒さ対策として、天井カセット型エアコンを3台新設する。待合ホールと同じ系統とする。
 - ・待合ホールの空調換気扇の風量を見直した機器を設置する。排気は既存の廊下2から改修でWC 1、WC 2、HC 1に変更する。
- (3) 事務室、会議室、休憩室、廊下1
 - ・既存は監視室、休憩室（監視室隣接）と同じ氷蓄熱式のエアコン系統で、室の使い勝手が異なるため、2室と分離し、事務室、会議室、休憩室、廊下1の系統とする。
 - ・廊下1は天井隠ぺい型から天井カセット型のエアコンに変更する。
- (4) 待合室1・2・3
 - ・既存のエアコン及び空調換気扇を天井隠ぺい型から天井カセット型の機器に変更する。

Ⅲ. 式場棟

- (1) 式場1、ホール1
 - ・既存と同じ能力のエアコンを設置する。
 - ・加湿器の設置は取り止める。
 - ・空調換気扇の風量を見直した機器を設置する。
 - ・ホール1の寒さ対策として、壁掛けエアコン（業務用）を2台設置する。系統はホール2の壁掛けエアコンと同じ系統とする。暖気を下げるため、天井扇（サーキュレーション用）を1台設置する。外部からの出入口に、エアーカーテンを3台設置する。
- (2) 旧式場2
 - ・既存の旧式場2、ホール2は同じエアコンで冷暖房を行っていたが、同時使用が無いことから、旧式場2の系統からホール2を分離する。ホール2側に繋がっているダクトを閉鎖する。
 - ・式場2の冷暖房負荷に見合ったエアコンを設置する。加湿器の設置は取り止める。
 - ・空調換気扇は風量を見直した機器を設置する。
- (3) ホール2
 - ・壁掛けエアコン（業務用）を3台設置する。系統はホール1の壁掛けエアコンと同じ系統とし、屋外機は屋外機置場2に設置する。
 - ・寒さ対策として、外部からの出入口にエアーカーテンを3台設置する。
- (4) ホール3
 - ・既存のエアコン及び空調換気扇を天井隠ぺい型から天井カセット型の機器に変更する。系統は僧侶控室、遺族控室と同じ系統とする。
- (5) 僧侶控室1、遺族控室1
 - ・既存のエアコン及び空調換気扇を天井隠ぺい型から天井カセット型の機器に変更する。

(6) 僧侶控室2、遺族控室2

- ・既存の天井カセット型のエアコンを更新する。